アマチュア復帰規定

（目的）

1. この規定は「資格審査委員会規則」第2条における処理事項においてプロスポーツ競技の資格を取得した者のアマチュア復帰を承認するための具体的な基準を定める。

（復帰承認基準）

1. 日本ボクシングコミッション（以下ＪＢＣと称する）或いは他のプロスポーツ

競技団体にて何らかの資格を取得した者がその資格を放棄し6か月以上経過していること。

（引退の証明）

1. ＪＣＢが定める「引退証明書」を提出する。

他のプロスポーツ競技団体の資格を取得した者は別に定める「プロスポーツ団体

引退証明書」を提出する。

資格を取得したポロスポーツ競技団体が既に解散している場合は当該団体が解散

していること具体的に証明出来る資料等を提出することにより引退証明書等に代えることが出来る。

（アマチュア復帰承認）

1. 3条に定めた引退証明書等の書式・資料を資格審査員会にて調査し復帰が妥当

と判断された者には「アマチュア復帰承認書」を交付する。

（承認取消）

1. アマチュア復帰の承認を得た者が後にプロスポーツ団体の何らかの資格を取得

した場合はアマチュア復帰の承認が取消となり再度のアマチュア復帰は如何なる

場合も認められない。

附則　この規定は2019年5月19日から施行する。